イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.037

C_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0284

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0284

D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額（平成 21 年度までに提出された地域活性化計画に位置づけられている継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

E_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.704

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.864

E_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.691

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.852

E_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.519

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.691

E_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.519

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.691

E_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.074

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.074

E_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.049

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.037

E_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0284

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0284

F_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び平成 n 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）のうち、定住自立圏推進事業に係るものの額に相当する額。この場合

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.037

D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額（平成 21 年度までに提出された地域活性化計画に位置づけられている継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

E_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.695

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.866

E_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.549

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.707

E_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.524

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.683

E_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.098

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.098

E_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.073

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.073

E_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.049

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.037

F_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び平成 n 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）のうち、定住自立圏推進事業に係るものの額に相当する額。この場合